

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和3年8月30日付けで行った障害児福祉手当認定処分（以下「本件認定」という。）のうち、支給開始年月を同年4月とした部分（以下「本件処分」という。）について、その変更を求めるものである。

ただし、行政不服審査法46条1項ただし書は、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合、裁決で当該処分を変更することはできないと定めており、本件審査請求の審査庁である東京都知事は、処分庁の上級行政庁ではないから、裁決で本件処分を変更する権限はない。したがって、本件処分に違法又は不当な点があった場合は、本件認定を取り消すべきものとして、審議を行うこととする。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

愛の手帳を平成30年9月19日に更新し、その後すぐに〇〇市役所〇〇課へ行き、2度になったので、手続きできるもの全て

の手続きをしたいと申し出たのに、手当への引継ぎがされず、令和3年4月まで手続きが出来なかったことは、〇〇市役所の対応の過失として、遡って手当での申請を求める。

処分庁は、制度の周知、案内の情報提供がされていたというが、本来の手続きの流れは、手帳更新手続きを行った後、手当担当に引継ぎがされるということなので（〇〇市役所〇〇課の担当者が言っていたことである。）、今回窓口にまで行ったにも関わらず、手当の案内すらなかったのは〇〇市役所の対応の過失である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 8月 31日	諮問
令和 4年 9月 30日	審議（第70回第2部会）
令和 4年 10月 28日	審議（第71回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給の認定

手当は、障害児（20歳未満であって、法2条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（重度障害児）について支給し（法17条及び2条2項）、受給資格者が手当の支給を受けよ

うとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならないとしている（法19条）。

(2) 認定の請求

省令2条は、手当の受給資格についての認定の請求は、様式第1号に定める障害児福祉手当認定請求書に、受給資格者が重度障害児であることに関する医師の診断書等を添えて、市長に提出することによって行わなければならないとしている。

(3) 手当の支給開始月

法26条において準用する法5条の2第1項（以下、法26条において準用する旨の記載は省略する。）は、手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるとしている。

そして、同条2項は、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始めるとしている。

この「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などの物理的な理由によって認定の請求ができない場合をいうとされている（「改訂特別障害者手当等支給事務の手引」（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修平成10年4月30日発行）45頁参照）。

(4) コロナ禍における特別児童扶養手当等制度の運用の取扱い

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に係る特別児童扶養手当等業務における対応について」（令和3年1月15日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡。以下「コロナ禍対応通知」という。）によれば、同月8日から同年2月7日までを実施期間として、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われたことから、受給資格者等が、医療機関を

受診できず、認定に必要な診断書の取得を円滑に行うことができない場合も生じ得るものと想定されるため、認定に必要な診断書が提出されない場合の取扱いは、次のとおりとされている。

ア 有期認定に係る診断書が期限までに提出ができない場合の取扱いについて (略)

イ 認定請求書等の郵送による受付について

認定請求書及び各種届出書については一般的に、市区町村の窓口において対面による手続が行われていることが多いものと承知していますが、今般の緊急事態宣言を踏まえ、郵送による受付を行う等、柔軟な対応をお願いします。

なお、郵送による受付を行う場合については、次のことに留意するとともに、円滑な事務手続を行うため、書類の不備や記載内容の不足等がないよう、必要に応じて電話等による相談や確認をするなどの工夫をお願いします。

(ア) 認定請求書又は手当額改定請求書(増額改定請求)が月末に郵送され、市区町村への到着日が翌月になった場合には、申請日を確認し、その日付をもって受理することとして差し支えありません。

(イ) 認定請求又は手当額改定請求(増額改定請求)については、まずは請求書を受け付け、その後に診断書を提出させるなど個別の事情を考慮した、柔軟な対応をお願いします。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和3年4月30日に請求人に係る本件請求を受け、有期2年との本件判定の結果に基づき、手当を認定することとし、同年8月30日、本件認定を行ったことが認められる。そして、処分庁は、本件認定において、コロナ禍対応通知を踏まえ、本件請求を同年3月31日の請求として扱うこととして、法5条の2第1項の規定(手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始める。)により、同年4月を支給開始月としたこと

(本件処分) が認められる。

コロナ禍対応通知が、緊急事態宣言の下、医療機関の受診が困難な事情を考慮して、柔軟な対応を求める趣旨のものと解されることからすれば、処分庁のこのような対応が違法又は不当なものと判断することはできない。

また、本件審査請求において、災害のほか、急病、出産、交通事故などの物理的な理由によって認定の請求ができなかった旨の申立てはされていないから、法5条の2第2項に該当する事実は認められない。

そうすると、法5条の2第1項の規定により、令和3年4月を支給開始月とした本件処分は、上記1の法令の定めにも則った適正なものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、平成30年9月19日に愛の手帳が2度になったので、処分庁の窓口に行き、手続きできるもの全ての手続きをしたいと申し出たのに、手当への引継ぎがされなかったため、令和3年4月まで手当の請求ができなかった、このことは、処分庁の過失であり、遑っての支給を求める旨主張する。

しかし、手当の遑及支給の根拠である「災害その他やむを得ない理由」(法5条の2第2項)とは、火災などの災害のほか、急病、出産、交通事故などの物理的な理由によって認定の請求ができない場合をいうとされていることからすれば(上記1・(3))、請求人が主張する理由は、このような物理的な理由ではないから、同項に該当するということとはできない。また、他に手当の遑及支給の根拠となる規定は見当たらない。

したがって、遑って手当の支給を求める請求人の主張には理由がないというほかはない。

なお、処分庁は、手当の支給要件等について、市報、ホームページ及びくらしの便利帳により、〇〇市民に周知し、さらに心身障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の受給者に対するお知らせの裏面に手当の支給要件等を記載し、請求人を含む受給者に手当

の支給要件等を周知していることが認められる。これらに記載された支給要件には、「愛の手帳1・2度」と具体的に示されており、このことからすれば、請求人は手当の支給要件について、知り得たものであり、手当の請求について処分庁に問合せ等を行うことが十分可能であったと考えられる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来